

連載2 なぜ「前超勤」を申請するのか

前超勤の実態は様々です。1時間前の人、15分前の人もいます。この実態で、「仕事をしているんだから前超勤を書きましょう」と言うと、管理職ばかりでなく、同僚からも「30分はともかく1時間は問題なんじゃない」という声が上がるともかもしれません。これはどう考えたらいいのでしょうか？やっぱり1時間は早すぎでしょうか？

1時間早く来て仕事を始めたら1時間申請しましょう。今回支部と経営本部の間で合意したのは、いかに正確に労働時間を把握するかということです。1時間が長いと思うなら、管理職が自ら1時間も前から来なくて済む働きかたを指導することが必要です。背景には業務量が多いとか、8時35分業務開始で手術室入室が8時45分で10分しかないとか、個人の問題を超えた働かされ方の問題があるのです。

また、申し送りが廃止になってから、業務開始前どの程度の情報を持っているべきなのか基準が示され

たことはありません。そのため個人が必要と思う情報量の差が前超勤の差になっています。この場合も管理職は、業務開始前に把握しておくべき情報量に関して基準を示し、不必要に早く来なくてもいいように指導する責任があります。

このように前超勤の問題には構造的な問題があり、その長短を個人の責任にするには無理があります。ですから管理職には、前超勤の背景にある問題をつかみ解決する責任があるのです。

前回は書きましたが、管理職が「まだ仕事を始めないでください」と言わない限り、前超勤を止めなかったことが業務命令になります。前超勤申請は働かされ方の問題を明らかにします。とりわけ2交代夜勤の前超勤は1時間ほどになっており、長時間夜勤をより深刻にしています。

しっかり前超勤を申請して問題解決につなげましょう。

稀代の悪法「共謀罪法」は廃止に



稀代の悪法と言われる「共謀罪法」(改正組織犯罪処罰法)が11日に施行されました。強硬可決から1か月という拙速さは異常です。政府は東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を強調していますが、本当にテロを防げるか疑問の声も上がっています。一匹狼型のテロリストは「共謀罪」の対象外です。政府は277の対象犯罪を「テロの実行」「麻薬」など5分類していますが、「テロの実行」は110と4割にすぎません。他の対象犯罪には、市民団体や労働組合の取り締まりに使われかねない罪が含まれています。例えば、組合が座り込みやストを計画したときに「共謀罪」に問われる可能性があります。えん罪の増加も予想されます。

そもそも、テロ対策と言っているが、対象犯罪の6割はテロとは無縁の罪です。ここにこの法律の危険性があります。計画段階で取り締まろうとすれば、監視が必要で、盗聴、密告などが日常的に行われることは明白です。LINEなども監視されてしまいます。

日弁連やジャーナリストも猛反対し、国連人権委員会も問題視した悪法は直ちに廃止しかありません。

2017年・保障アップキャンペーン

6～7月中に①～③のいずれかに変更申込の方に
クオカード1000円分プレゼント

- ① C型・G型・D型に加入の方が、NA型もしくはNB型に変更
- ② NB型に加入の方がNA型に変更
- ③ 生命保障500万円以上の増額変更(月額1,800円以上の追加掛金)
 - ※1 変更した保障内容は、2017年10月からスタートです。
 - ※2 現在セット共済に加入中で、健康告知に該当していない方が対象。
 - ※3 ご家族の方は、ご本人の保障額をこえない範囲内での型変更または増額が可能。詳しくは所属の組合担当までお問い合わせください。

セット共済・火災共済

2017年加入キャンペーン 6月1日～7月31日まで

新規加入で!!保障アップで!! クオカードプレゼント!

	ご家族を加入	既組各員で40歳以下の方	セット共済に加入しているご本人・ご家族の方がそれぞれ
本人	2,000円分	本人のみ 3,000円分	ONA型またはNB型に変更 ○生命保障500万円以上の増額 上記いづれかで 1,000円分
配偶者	1,000円分	※新規に労働組合に加入された方(今年度新卒採用者・今年度労働組合未加入の40歳以下の方)はセット共済0円掛金を3ヶ月分プレゼント。	
子ども	500円分		
火災	新規物件加入または30以上の口数増 1物件あたり 1,000円分		

<当面の日程>

- 7/13(木) 13:00～ 女性部定期大会 都庁職大会議室
- 7/22(土)～7/24(月) 第59回自治体学校 in 千葉
—憲法施行70年共同を広げ地方自治に輝きを—
- 7月22日全体会 開場：青葉の森公園芸術文化ホール
- 7月23日分科会 講座：植草学園大学
- 7月24日全体会 開場：青葉の森公園芸術文化ホール
- 8/7(月)～8/9(水) 原水爆禁止世界大会 長崎市

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎10階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tochu 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!

#看護師のしぶ子さんと検索